

## 【参考資料2】

### 兵庫県地域創生条例

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海に面し、淡路島を介して太平洋を臨む広大な県土を基盤とし、美しい自然や多様な風土に恵まれ、先人のたゆまぬ努力により築かれてきた豊かな歴史、文化等を有し、厚みのある産業が集積しており、大都市から農山漁村、離島まで、個性と特色のある地域から成り立っている。

兵庫県の人口は、少子高齢化の進展や東京圏等の大都市圏への人口の流出により、推計人口が560万人を超えた平成21年を頂点に減少に転じており、広大な県土において人口の急速な減少と偏在化が進むと、将来において地域の活力が衰退し、地域間の格差が生じることが懸念される。これまで、兵庫県では、「21世紀兵庫長期ビジョン」において、成熟社会を目指し、時代潮流を的確に捉えながら、県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図る県民主役・地域主導の取組を進めてきた。あわせて、出会いや結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援、仕事と生活の両立への支援、活力が失われつつある地域でのぎわいの創出及び都市と小規模集落等との交流を基本とする「地域再生大作戦」の推進など、全国に先駆けた施策を展開してきた。

このたび、国では、我が国が直面している少子高齢化や人口減少、東京圏への人口の集中、地域経済の縮小等の構造的な課題を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法を制定し、人口の長期ビジョン及びその実現に向けた総合戦略を策定した。

兵庫県は、「日本の縮図」といわれるよう、全国と同様の構造的な課題に直面していることから、将来にわたって活力を維持することができる地域モデルを確立しなくてはならない。このため、人口の将来展望を提示するとともに、その実現に向け、人口対策と地域の元気づくりを柱とする地域創生に関する基本的事項を定め、県民、市町等とともに、我が国の将来を兵庫から切り拓いていく気概を持って、地域の個性と特色を最大限に生かしながら、安全で元気なふるさと兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

#### (定義)

第1条 この条例において「地域創生」とは、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少を抑制するとともに、東京圏に一極集中している人口及び活力を地方に分散することにより、地方が自立する構造を確立し、将来にわたって、県内の各地域で活力のある地域社会を構築していくための取組をいう。

#### (基本理念)

第2条 地域創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 少子高齢化及び人口の減少を抑制し、県民が将来への希望を持つことができる社会を実現し、県内の各地域で活力を生み出していくこと。

(2) 大都市、地方都市、中山間地域等が産業、生活等の機能の分担をしながら、活力を持って自立できるよう、人、もの、資本、情報等が活用される環境をつくり、その活発な環流を図ること。この場合においては、県民の生活に必要な福祉、消費、交通等のサービスごとに圏域が形成される構造を目指すものとする。

(3) 地域の豊かな自然環境、歴史文化等により育まれた人としての資質、地域社会での支え合い及びふるさとへの愛着に立脚した生活と心のゆたかさを実現すること。

(4) 大規模な地震等による災害への備えを整えるとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、安全で安心できる社会を築いていく災害文化を発展させること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域創生に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、地域創生の推進に当たり、県民、事業者、各種の団体、市町、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念に鑑み、当該市町の区域の個性と特色を生かした地域創生に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民、事業者、各種の団体は、基本理念に鑑み、地域創生のための取組に自ら努めるとともに、県及び市町が実施する地域創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(戦略)

第6条 知事は、第3条第1項の施策の推進に関して兵庫県地域創生戦略（以下「戦略」という。）を定めるものとする。

2 戦略に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の人口の現状及び将来の展望に関する事項
- (2) 地域創生のための基本的な目標に関する事項
- (3) 地域創生のための施策の推進に関する基本的な方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域創生のための施策の推進に関する重要事項

(戦略の策定手続)

第7条 知事は、戦略を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、戦略の案の作成に当たっては、知識経験を有する者のうちから知事が指名する者により構成する地域創生戦略会議において、広く県民の意見を聴くものとする。

3 知事は、戦略を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、戦略の変更について準用する。

(戦略の実施状況の報告)

第8条 知事は、毎年度、前年度における戦略の実施状況について、議会に報告しなければならない。

(人口対策)

第9条 県は、戦略に基づき、地域創生のための人口対策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 結婚又は出産が個人の意思に基づくものであることを基本とした、結婚、出産又は子育ての希望を実現することができる社会づくりに関する施策
- (2) 健康、福祉、農林水産等の分野における地域に根ざした事業及び雇用の創出に関する施策
- (3) 人、もの、資本、情報等の環流により地域を発展させるための施策
- (4) 地域の個性と特色を生かした地域づくりに関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域創生のための人口対策に関して必要な施策

(地域の元気づくり)

第10条 県は、戦略に基づき、地域創生のための地域の元気づくりとして、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 産業の競争力の強化に関する施策
- (2) まちづくりに関する施策
- (3) 健康で安心して生活できる社会づくりに関する施策
- (4) 県土の基盤整備に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域創生のための地域の元気づくりに関して必要な施策

(税制上の措置)

第11条 県は、地域創生のための施策を推進するため、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づく事業者に対して課する事業税の不均一課税及び不動産取得税の不均一課税の措置その他の必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、地域創生のための施策を推進するため、産業立地の促進、地域の振興その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地域創生の推進体制)

第13条 県は、基本理念にのっとり、地域創生を総合的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(補則)

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

2 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成18年兵庫県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 兵庫県地域創生戦略